

後期高齢者医療保険料が決定しました

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2128

後期高齢者医療制度は、2年ごとに保険料率を見直すこととなっており、平成26・27年度の保険料率が決定しました。

保険料額決定通知書は、7月中旬に送付します。

保険料の決め方

後期高齢者医療制度では、被保険者一人一人が保険料を納めます。保険料額は、被保険者の所得に応じて負担

均等割額 44,032円
+
※所得割額 所得割率8.43%
II
年間保険料 (限度額57万円)

保険料の決め方

※ 所得割額=(総所得金額等-基礎控除(33万円))×0.0843

所得の低い方の軽減

所得割額の軽減について

軽減分の所得割額=**(総所得金額等-基礎控除(33万円))**×0.0843×0.5

2重線部分の金額が58万円以下の方は、所得割額が5割軽減されます。

均等割額の軽減について

世帯内の被保険者と世帯主の平成25年中所得の合計額		軽減後の均等割額
33万円以下の場合	世帯内の被保険者全員の所得額(公的年金の所得は控除額を80万円として計算)が0円となる場合	9割軽減 4,403円/年
	上記以外の方	8.5割軽減 6,604円/年
33万円+24万5千円×被保険者数以下の場合		5割軽減 22,016円/年
33万円+45万円×被保険者数以下の場合		2割軽減 35,225円/年

※ 後期高齢者医療制度加入直前に、健保組合等(国保および国保組合は除く)の被扶養者であった方は均等割額が9割軽減になり、所得割額の負担はありません。平成26年度の年間保険料額は4,403円です。

医療費の自己負担分の一部を助成しています

福祉医療制度

問い合わせ 保険介護課 ☎ 2141

市の福祉医療には、重度心身障害者医療、ひとり親家庭等医療、乳幼児等医療の制度があり、医療費の自己負担分の一部を助成しています。ただし、保険適用外のものは除きます。

現在受給者証をお持ちの方で、更新時に引き続き該当する場合は、新しい受給者証を送付しますので、古い受給者証は必ず返却してください。また、転出や所得制限などで受給資格がなくなったときも必ず返却してください。

なお、所得要件を超えたため現在受給者証をお持ちでない方が、新たに認定を希望する場合は、所定の申請をしてくださいます。資格審査の結果、認定要件を満たせば、受給者証を送付します。

申請・返却

受給者証の返却や認定申請をされる方は、保険介護課または各支所へ。

福祉医療制度

区分	助成の対象となる方	所得制限	受診時一部負担
重度心身障害者医療	身体障害者手帳1級～3級、療育手帳A、A、Bをお持ちの方。ただし65歳以上の方で、後期高齢者医療制度の障害認定要件に該当する方は後期高齢者医療に加入した場合のみ助成されます。	本人所得で159万5千円、扶養義務者所得で628万7千円が基本となりますが、扶養人数などにより制限額は変わります。(限度額は年によって変更する場合があります)	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日200円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
ひとり親家庭等医療	ひとり親の家庭などで、平成27年3月末で18歳までの児童と、その児童を養育している父親または母親など。もしくは父母のいない児童。	所得類を扶養控除を含めて再計算した「年少扶養控除等調整後の所得税」が非課税の世帯の方。住民票が別でも生計が同一である扶養義務者は所得制限の審査対象になります。	医療機関の窓口では、一部負担金が必要ですが、薬局では必要ありません。医療機関ごとに1日500円。ただし、1医療機関につき、通院は月4日まで、入院は月14日までです。
乳幼児等医療	0歳児～12歳児(小学校卒業まで)	下表のとおりです。扶養義務者が加入している年金制度によって異なります。	

乳幼児等医療扶養義務者所得制限限度額

扶養親族などの人数	自営業者(国民年金加入者)	サラリーマン(厚生年金など加入者)
0人	460万円	532万円
1人	498万円	570万円
2人	536万円	608万円
3人	574万円	646万円
4人	612万円	684万円
5人	650万円	722万円

※ 所得制限限度額は、前年(1～5月までの月分は前々年)の所得額で判定します。(限度額は年によって変更する場合があります)

精神保健福祉相談
 県西部保健所 ☎0829☎1181(内線2412)
 気分がゆううつ、人とうまく付き合えないなど、心の悩みの相談ができます。
とき 7月17日(木) 14時～16時
ところ 市役所本庁
申し込み 2日前までに県西部保健所へ。

HIV(エイズ)抗体検査・肝炎ウイルス検査
 県西部保健所 ☎0829☎1181(内線2412)
 HIV(エイズ)抗体検査は匿名で受けられます。秘密は厳守します。
とき 7月16日(水)
 ◎HIV抗体検査 9時30分～11時30分
 ◎肝炎ウイルス検査 13時～14時30分
 ※ 両検査とも無料で、予約が必要です。
ところ 県西部保健所(廿日市市桜尾2丁目2番68号廿日市第2庁舎)
申し込み 県西部保健所へ。

注1) 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある場合は、限度額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額とします。

注2) 扶養親族などの人数が6人以上の場合は、1人につき38万円(扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を扶養親族などが5人の場合の限度額に加算した額とします。

特別徴収(公的年金からの天引き)次に該当する方などが対象です。
 ①年金受給額が年額18万円以上の方
 ②介護保険料が特別徴収になつており、後期高齢者医

保険料の納付方法

療保険料と介護保険料との合計額が年金受給額の2分の1以下の方
普通徴収
 市から送付される納付書または口座振替による納付です。次のいずれかに該当する方が対象となります。
 ①特別徴収の事由に該当しない方
 ②75歳になったばかりの方や、他市区町村から大竹市へ引越したばかりの方
 ※特別徴収の対象となる方でも、希望される方は別途申し出ていただくことにより口座振替で納付することもできます。(事前に金融機関での手続きが必要です)

国民健康保険の保険料率

問い合わせ 市民税務課 ☎ 2128

平成26年度の国民健康保険の保険料率が表のとおり決まりました。

納付通知書は7月中旬ごろ世帯主に送付します。世帯主が国保の加入者でない場合でも、世帯に国保の加入者がいれば、納付義務者は世帯主となります。

保険料の納付方法(年金天引き)

世帯内の国民健康保険加入者全員が65歳から74歳の場合、保険料の納付が世帯主の年金から天引きになります。ただし、次の場合は保険料の天引きは行われません。
 ○世帯主が国民健康保険加入者ではない場合
 ○国民健康保険加入者の中に今年度中に75歳に到達する人がいる場合
 ○対象となる年金が年額18万円未満の場合
 ○介護保険料との天引き額の合計が、対象となる年金額の2分の1を超える場合

このような場合、保険料は納付書または口座振替で納付してください。

また、年金天引きの対象となる方でも、希望する方は別途手続きを行うことにより、口座振替で納付することもできます。

国民健康保険の保険料率

区分	医療分(加入者全員)	後期高齢者支援金分(加入者全員)	介護分※(40歳から64歳の方)	
所得割	(平成25年中の所得額-33万円)×所得割率	5.66%	2.08%	2.56%
資産割	平成26年度固定資産税額(土地・家屋)×資産割率	13.78%	5.06%	7.17%
均等割	加入者1人あたり	20,770円	7,490円	9,410円
平等割	1世帯あたり	23,920円	8,630円	7,740円
賦課限度額		510,000円	160,000円	140,000円

※ 65歳以上の加入者は別に介護保険料を納付していただくため、介護分の負担はありません。